

令和7年9月

被保険者・被扶養者の皆様へ

三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合

令和7年度 健康保険被扶養者資格確認調査 の実施と書類提出のお願いについて

日ごろより、当健康保険組合の事業運営についてご協力いただきありがとうございます。

この調査は健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づいて行うもので、当健康保険組合加入の被保険者の皆様が公平かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務付けられています。なお、当健康保険組合では、マイナンバーの情報連携を用いて事前に収入確認を行い、対象者を選定しております。

また、本業務については「株式会社 法研」へ委託しておりますので、お問い合わせや督促連絡につきましては、「株式会社 法研」より連絡させていただく場合があります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

調査対象者 令和7年1月1日時点で当健康保険組合に認定されており、かつ
令和7年7月16日現在18歳以上の被扶養者の方で次の要件のいずれかに該当する方

- (1) 配偶者・子どもについて、給与・年金以外の収入がある方
- (2) 配偶者・子ども以外の方（親、兄弟姉妹等）
- (3) マイナンバーの登録がない方、またはマイナンバーの登録があっても収入確認において照会先の市区町村で照会ができなかった方

※配偶者・子どもの収入が給与・年金のみで、かつ基準内の方は今回の調査対象外となります。基準外の方は別途当健康保険組合より扶養削除を依頼いたします。

提出書類 ●「被扶養者資格調査書」（以下「調査書」）
※令和7年7月16日現在18歳未満の被扶養者の方等、調査対象者の条件に該当しない方の「調査書」は同封していません。
●被扶養者の収入状況（扶養状況）等を確認できる「提出書類」

提出期限 **令和7年9月30日（火） 必着**
※提出期限までに提出書類の確認ができない場合、健康保険法施行規則第50条9項により被扶養者から外れることとなりますので必ずご提出ください。

提出先 ●三菱電機ビルソリューションズ(株):各支(本)社総務部門（個別指示がある場合はそれに従ってください）
●関係会社:各事業主総務部門窓口

調査結果 ●調査の結果、認定基準から外れていると判定された方へは、削除となる旨の通知をお送りします。
P5「5.被扶養者から外す手続きについて」を参照し、手続きを行ってください。
※認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

注意事項 ●ご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。
●提出書類の取得費用は全額被保険者（被扶養者）負担となります。
●被扶養者の異動（削除等）がある場合は、「5.被扶養者から外す手続きについて」を参照の上で対応願います。
●正当な理由なく書類を提出しない場合は、健康保険法施行規則第50条第9項により、被扶養者の認定資格が無効となります。

問い合わせ先

三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合 被扶養者資格確認調査専用 法研コールセンター
TEL:0120-266-585（無料通話） 9:00～17:00（土日祝日除く）

個人情報保護の取り組みにつきましては、当健康保険組合ホームページ<https://www.meltec-kenpo.or.jp/>の「個人情報保護について」をご参照ください。委託にあたっては委託先「株式会社 法研」の適正な管理および監督を行います。